

報 道 資 料

平成 24 年 5 月 28 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、石田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2388

奈良県情報公開審査会の第 142 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 151 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 24 年 5 月 25 日
- ◎ 実 施 機 関：土木部 企画管理室
- ◎ 対 象 行 政 文 書：
 - ・平成 20 年度から平成 22 年度まで及び平成 23 年 4 月から 6 月までの郡山土木事務所における用地交渉に係る用地取得等交渉手当支給に関する一覧表
 - ・用地取得等交渉手当に係る特殊勤務手当（日額）コード表
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不 開 示 部 分：職員番号
 - 不 開 示 理 由：条例第 7 条第 2 号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるため
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 20 年度から平成 22 年度まで及び平成 23 年 4 月から 6 月までの間において、郡山土木事務所に所属する用地の取得のための交渉業務に従事した職員について、職員別、用地交渉日別に用地取得等交渉手当の実績回数が記載された一覧表（以下「一覧表」という。）及び特殊勤務手当別にコード、略称名及び金額が記載された表（以下「コード表」という。）である。

一覧表には、当該期間に用地の取得のための交渉業務に従事した郡山土木事務所に所属する職員に係る職員番号、職員氏名、勤務日、日特コード、日額特殊勤務名称及び実績合計が記載されている。また、コード表には、各特殊勤務手当ごとにコード、略称名及び金額が記載されている。

2 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、学歴、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、職員番号については、条例第 7 条第 2 号に該当するとしているので、以下検討する。

職員番号は、単なる電子計算システム上の番号ではなく、人事管理等の必要上、個々の職員を識別するために永久に付与されるものであり、かつ、職員の共済組合員証（保険証）の番号と同じ番号で統一されている職員個人の私的な情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第 7 条第 2 号本文に掲げる情報に該当する。

また、職員番号は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、職員番号は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、職員番号については、条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	7月27日		
② 決定	平成23年	8月10日	付けで一部開示決定	
③ 異議申立て	平成23年	8月12日		
④ 諮問	平成23年	8月25日		
⑤ 経過	平成23年	12月13日	第150回審査会	審議
	平成24年	1月31日	第151回審査会	審議
	平成24年	3月16日	第152回審査会	審議
	平成24年	5月15日	第153回審査会	審議